

小学校体育館暖房時間延長について

1 概要

冬季における子どもたちの安全で快適なスポーツ環境の提供に向けて、これまで学校活動の時間帯に限定していた小学校体育館の暖房使用を、地域のスポーツ少年団等が学校長の許可を得て使用する時間帯まで延長する。

2 期間

令和5年12月22日（金）～ 令和6年4月5日（土）

※第2学期終業日から学年始休業終了まで

3 時間

開業日 放課後から18時まで

休業日（土日祝日、冬季休業日等） 9時から18時まで

※学校長の許可を得て使用する時間帯

4 対象 市内小学校8校 ※喜門岱小学校除く

5 使用方法

使用者自らが、体育館のスイッチを操作して暖房を使用

学校の状況に応じタイマー設定も活用

使用方法は操作マニュアルを作成し周知

暖房を使用する室温について一定の基準を設定

6 使用料 無償

7 その他

スポーツ少年団等、約30団体が対象

中学校における同時帯の体育館暖房は、部活動で使用